

令和6年度

先着順

## 市有土地売払いのしおり

◆ 売 払 物 件

半田市岩滑東町一丁目127番1 外2筆  
2, 366.94㎡ (水道用地ほか)

◆ 受 付 場 所

半田市役所水道部上水道課 (2階)  
半田市東洋町2丁目1番地

◆ 受 付 期 間

令和6年11月1日(金)～令和8年4月10日(金)  
(土・日曜日、祝祭日は除く。)  
午前9時～午後5時 (水曜日のみ午後7時)

半田市水道部上水道課

TEL (0569) 84-0680 (ダイヤル)

## 目 次

◆ 売払物件	1
◆ 先着順による市有土地の売払いの流れ（概要）	2
◆ 市有土地先着順売払実施要領	3～6
1. 売払物件	(3)
2. 利用等の制限	(3)
3. 申込者の資格	(3～4)
4. 申込受付の場所及び日時	(4)
5. 申込の方法	(4)
6. 申込保証金	(4)
7. 買受人の決定	(4)
8. 売買契約の方法、期日等	(5)
9. 売買代金の支払方法	(5)
10. 申込に必要な書類	(5)
11. 登記手続き	(5)
12. その他	(5～6)
13. 問い合わせ先	(6)
◆ 購入申込関係書類	7～12
□ 市有土地売払申込書兼受付書（様式第1）	(7～8)
□ 委任状（様式第2）	(9～10)
□ 誓約書（様式第3）	(11～12)
◆ 物件概要	13～21
◆ 契約書（案）	23～37
□ 土地売買契約書（案）（契約保証金）	(23～29)
□ 土地売買契約書（案）（一括支払）	(31～37)
◆ 購入申込関係書類（記入例）	39～44
◆ 先着順受付による市有土地の売払申込心得書	45～46

◆ 売払物件

物件 番号	所在地番 〔半田市〕	登記地目	土地の 状況	売払地積 (㎡)	売払価格		用途地域 (容積率・建ぺい率)
					1㎡あたり 単価(円)	総額(円)	
1	岩滑東町一丁目127番1	水道用地	更地	2,366.94	41,300	97,750,000	準工業地域 (200%・60%)
	岩滑東町一丁目128番	水道用地	更地				
	岩滑東町一丁目129番1	田	更地				

◆ 先着順による市有土地の売払いの流れ（概要）

1. 購入申込	令和6年11月1日(金)から令和8年4月10日(金) (土・日曜日、祝祭日は除く)、午前9時から午後5時 まで(水曜日のみ午後7時まで)、先着順で申込を受付 けます。
↓	
2. 申込保証金納入	申込当日の受付時に申込に必要な書類(5ページ)の提 出と合わせて納入していただきます。土地売買契約後に 返還しますが、 <b>申込の日から30日以内</b> に売買契約を締 結しない場合は市に帰属します。
↓	
3. 書類審査	提出していただいた書類の確認を行い、「先着順受付に よる市有土地の売払申込心得書」(45～46ページ) 第6条に該当している場合の申込は無効となります。
↓	
4. 契約の締結 契約保証金納入	<b>申込の日から30日以内</b> に契約を締結し、同時に売買代 金の全額を納入していただくか、又は売買代金の10パ ーセント以上を契約保証金(5ページ)として、半田市 へ納入していただきます。
↓	
5. 売買代金(残金) の納入	契約保証金を納入した場合は、売買代金と契約保証金の 差額を <b>契約締結の日から30日以内</b> に半田市へ納入し ていただきます。
↓	
6. 所有権の移転 土地の引渡し	所有権は、売買代金完納と同時に移転します。 所轄法務局に所有権移転の嘱託登記を行いますが、諸費 用は買受人の負担となります。 売払い物件は現状有姿のまま、引渡すこととします。

## ◆ 市有土地先着順売払実施要領

### 1. 売払物件

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	売払地積 (㎡)	売払価格		用途地域 (容積率・建ぺい率)
				1㎡あたり 単価(円)	総額 (円)	
1	岩滑東町一丁目 127 番 1	水道用地	2,366.94	41,300	97,750,000	準工業地域 (200%・60%)
	岩滑東町一丁目 128 番	水道用地				
	岩滑東町一丁目 129 番 1	田				

#### <特記事項>

- 当該敷地は、水道施設（浄水場）として利用していた際の建物等の基礎杭（鉄筋コンクリート杭）及びフェンス・フェンス基礎が残存しており、その本数、直径及び長さは物件概要のとおりです。
- 土地の引渡しは、現状有姿になります。
- 下水道受益者負担金の支払いは完了しています。
- 岩滑東町一丁目 129 番 1 は、登記地目が農地となっているため、農地以外の用途で使用する場合は、農地法に基づく届出が必要となります。
- 用途地域や立地状況等により、建築物の用途制限や建築に係る各種制限や規制がかかる場合がありますので、事前にご確認ください。
- 申込に際しては、事前に現地にて売払土地の状況を必ずご確認ください。
- 土地の取得に伴う費用として、売買代金の他に次の費用が別途必要となります。
  - ・不動産取得税
  - ・印紙税（売買契約書に貼付する収入印紙）
  - ・登録免許税及び司法書士報酬（所有権移転登録時）

### 2. 利用等の制限

買受人は、土地売買契約締結の日から10年間、購入した物件を次に定める用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転又は第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類するもの

### 3. 申込者の資格（申込心得書第2条・第6条参照）

次に定める方を除くほか、個人又は法人で土地利用条件等の契約上の特約を遵守でき

る方であれば特に制限はありません。

また、2人以上の共有とした申込みもできますが、各共有者の持分が相等しくない場合には、各共有者の持分を表示しなければなりません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法第238条の3の規定に該当する者
- (3) 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者
- (4) 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則税（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
  - ア 直近3年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）
  - イ 直近3年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市に納税義務を有する法人が申込みをする場合に限る。）
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

#### 4. 申込受付の場所及び日時

- (1) 場所  
半田市役所水道部上水道課（半田市役所2階）
- (2) 日時  
令和6年11月1日（金）～令和8年4月10日（金）  
（土・日曜日、祝祭日は除く。）  
いずれの日も午前9時00分～午後5時00分（水曜日のみ午後7時00分）

#### 5. 申込の方法

「10. 申込に必要な書類」の一式を受付期間内に半田市役所水道部上水道課まで持参してください。

郵送、電話、FAX、インターネットなどによる申込はできません。

#### 6. 申込保証金（申込心得書第4条参照）

- (1) 申込保証金は、申込と同時に5,000,000円を現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納めていただきます。（支払地が愛知県内にあり、振出日から10日以内のものに限ります。）
- (2) 買受人に土地売買契約後に還付します。
- (3) 申込保証金には利子を付しません。
- (4) 買受人が申込の日から30日以内に売買契約を締結しない場合には、その申込は無効となり、納付された申込保証金は市に帰属するため、買受人に還付しません。

#### 7. 買受人の決定（申込心得書第7条参照）

申込開始後に先着で申込した方を買受人とします。その時点で売払受付を終了させていただきます。

なお、同着で複数の申込があった場合は、抽選を実施して買受人を決定します。（申込受付時間の午前9時に複数の申込者が待機している場合は、全員を同着とします。）

## 8. 売買契約の方法、期日等

- (1) 契約締結は、申込の日から30日以内に市が指定する契約書により行います。
- (2) 買受人が共有でない場合、申込後に買受決定者以外の者あるいは共有による売買契約へ変更することはできません。
- (3) 買受人が共有による場合、申込後に各共有者の持分の変更あるいは申込以外の者に変更することはできません。

## 9. 売買代金の支払方法（申込心得書第9条参照）

買受人は、次のいずれかの方法で売買代金を納付していただきます。

- (1) 契約締結と同時に全額を一括で納付する方法
- (2) 契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10パーセント以上を納付し、残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から30日以内に納付する方法  
なお、この場合、期限までに残金を納付しないときは、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属するため還付しません。（契約保証金には利子を付しません。）

## 10. 申込に必要な書類

申込に必要な書類は次のとおりです。別途添付されている様式のほかは、ご用意ください。

- (1) 市有土地売払申込書兼受付書〔様式第1〕
- (2) 委任状（代理人により申込する場合に限り）〔様式第2〕
- (3) 誓約書〔様式第3〕
- (4) 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書・共同で申し込む場合は申込人全員分・法人の場合は履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本
- (5) 納税証明書（直近の3年度分）

### a) 個人の場合

区 分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の2	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の2	管轄税務署	1部

### b) 法人の場合

区 分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その3の3	半田税務署	1部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	1部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その3の3	管轄税務署	1部

## 11. 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、買受人が関係書類を添えて半田市へ所有権移転登記の嘱託を請求し、半田市は速やかに所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとします。

なお、所轄法務局への登記手続きは、買受人が指名する代理人が行うものとし、登記完了後に登記完了証及び全部事項証明書の写しを半田市へ提出するものとします。

また、登記に関する費用は、全て買受人の負担とします。

## 12. その他

- 申込は、購入希望者本人かその代理人にて手続きをしていただきます。代理人

による場合は、別途購入希望者の委任状が必要です。

- 申込当日、受付場所に来られない方の署名が必要な書類は、事前に準備しておいてください。
- 本件土地の開発に当たっては、周辺自治区との良好な関係形成、地域貢献等について十分配慮いただくようお願いいたします。
- 利用予定のない投機目的としての購入はご遠慮いただくとともに、半田市及び当該土地周辺地域の発展と良好な街づくりのために、周囲との調和に配慮した用途として使用することをお願いいたします。

### 13. 問い合わせ先

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地  
半田市水道部上水道課  
TEL(0569)84-0680(ダイヤルイン)

様式第 1

市有土地売払申込書兼受付書

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所  
 氏名又は名称  
 及び代表者名  
 電 話 番 号 < > -  
 共有の場合の持分 分の  
 (共有の場合の代表者)

代理人 住 所  
 氏名又は名称  
 及び代表者名  
 電 話 番 号 < > -

先着順受付により半田市が売払いする下記物件を買受けしたいので、「令和 6 年度 先着順市有土地売払いのしおり（売払物件：半田市岩滑東町一丁目 1 2 7 番 1 外 2 筆）」及び現場の状況を確認の上、関係書類及び保証金を添えて申込みます。

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	岩滑東町一丁目127番1	水道用地	2,366.94
	岩滑東町一丁目128番	水道用地	
	岩滑東町一丁目129番1	田	

(注意事項)

- 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

受 付 印
時 分

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		(      ) -	分の

様式第2

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地売払申込に関する一切の権限

物件 番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	岩滑東町一丁目127番1	水道用地	2,366.94
	岩滑東町一丁目128番	水道用地	
	岩滑東町一丁目129番1	田	

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

委任者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
電 話 番 号 <            >            -  
共有の場合の持分            分の

(注意事項)

複数による委任を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		(      ) —	分の

様式第3

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

記

売払申込者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。  
また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

申込人 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名  
共有の場合の持分 分の

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
		(      ) —	分の

◆ 物件概要

物件番号	1	売払価格	97,750,000円			
所在地	半田市岩滑東町一丁目127番1 外2筆					
地積	登記簿	2,366㎡	実測	2,366.94㎡		
地目	登記簿	水道用地、田	現況	宅地	土地の状況	更地

法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		防火指定	建築基準法22条地域	高度指定	—
	その他制限	—			

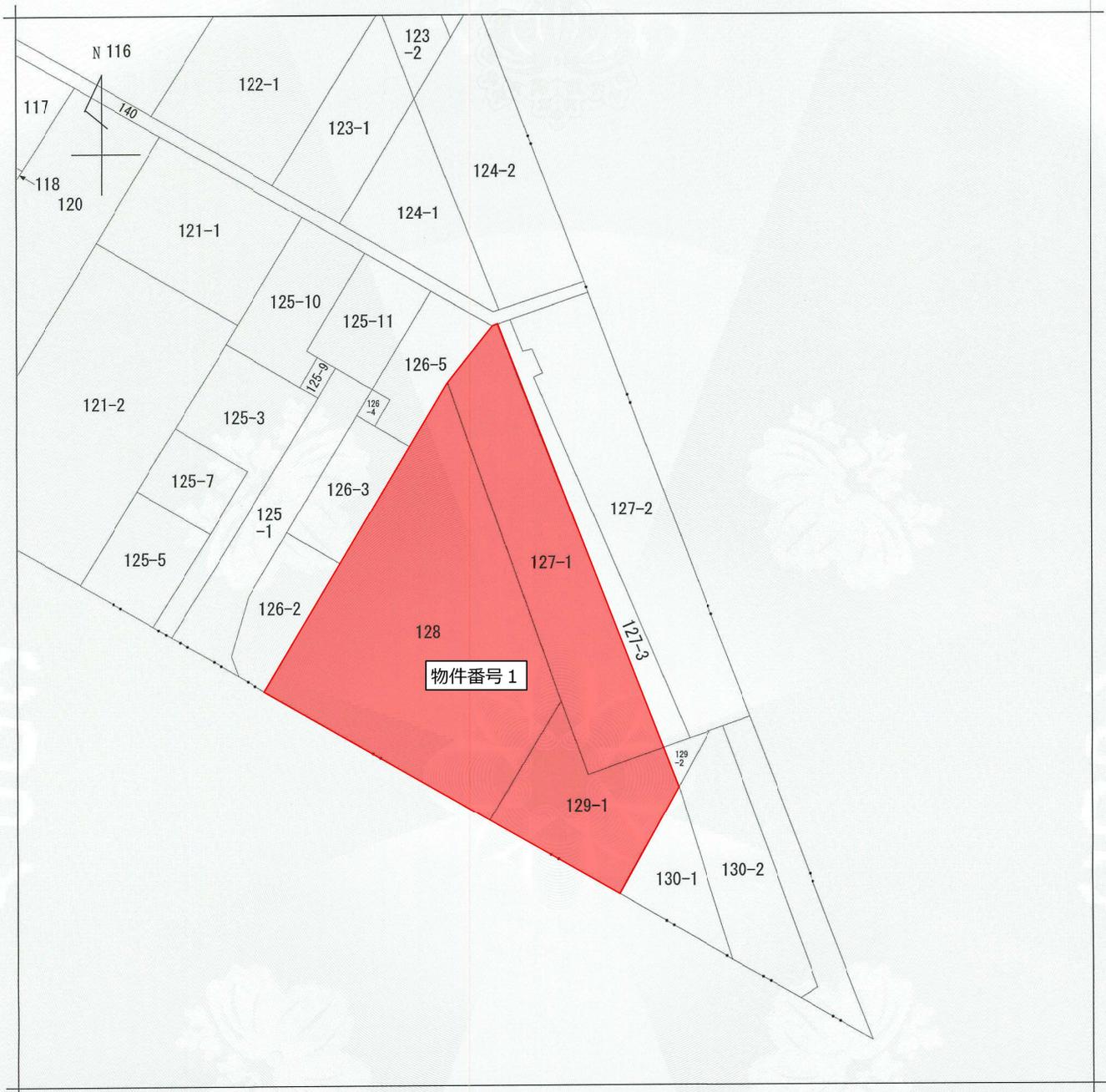
接面道路の状況	南側市道（幅員約5.7m）		
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容

供給処理施設	配管等の状況		照会先
	電気	南側道路配線	有
上水道	南側道路配管	有	半田市上水道課 (0569)84-0682 (ダイヤル)
下水道	南側道路配管	有	半田市下水道課 (0569)84-0675 (ダイヤル)
ガス	南側道路配管	有	東邦ガス(株) (0570)783-987

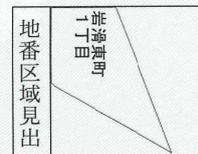
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築行為を行うときは、地元自治会等周辺住民への積極的な情報提供に努めるとともに、周辺住民には誠意を持って対応してください。</li> <li>・ 当該敷地は、水道施設（浄水場）として利用していた際の建物等の基礎杭（鉄筋コンクリート杭）及びフェンス・フェンス基礎が残存しています。撤去を必要とする場合の費用は買受人の負担となります。</li> <li>・ 地質調査、土壌調査及び地下埋設物調査は実施していません。</li> </ul>
------	---

# 位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	半田市岩滑東町一丁目		地番	127番1		
出力尺	精度区	座標系又は 番号記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和43年4月17日		備付年月日 (原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和4年12月9日  
名古屋法務局半田支局  
登記官

請求番号：39-1  
(1/1)

坂田寿典



公用

公用

登記年月日：平成28年6月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和4年12月9日 名古屋法務局半田支局

登記官

坂田寿典



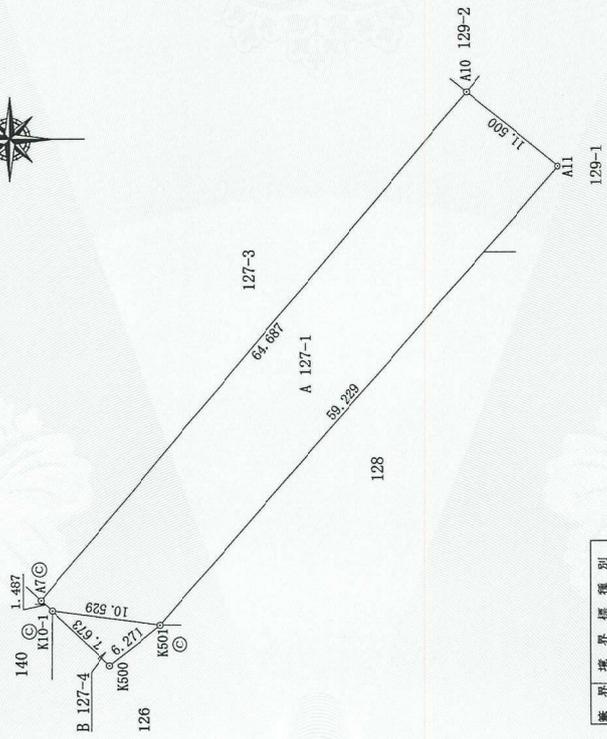
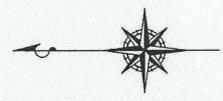
地積測量図

地番 A 127-1  
B 127-4  
土地の所在 半田市岩滑東町一丁目

直角座標法求積表

地番	A 127-1				
NO	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn - (Yn+1 - Yn-1)	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
A7	-120971.603000	-21447.524000	-50.807000	614620.4	233621
K10-1	-120972.685000	-21448.544000	-2.447000	296020.1	160195
K501	-120983.117000	-21449.973000	43.485000	-525853.1	180405
A11	-121021.754000	-21405.081000	52.234000	-632145.0	298436
A10	-121012.803000	-21397.739000	-42.445000	513639.2	667835
			合計	-1364.4	417190
			合計面積		682.20 ㎡

地番	B 127-4				
NO	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn - (Yn+1 - Yn-1)	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
K10-1	-120972.685000	-21448.544000	-3.901000	47191.4	444185
K500	-120978.207000	-21453.874000	-1.427000	172635.9	101389
K501	-120983.117000	-21449.973000	5.328000	-644598.6	447376
			合計	-47.701	1802
			合計面積		23.85 ㎡



境界標種別	種別
(C)	コンクリート杭
(P)	プラスチック杭
(S)	金属プレート標
(B)	金属板

測量の基準	既知点の名称及び座標値		
測地系	既知点	点名	Y座標
世界	基点	1A015	-120937.693
	補助点	3A461	-121039.543
	補助点	3A462	-121037.148

測地系	世界測地系
平面直角座標系の記号	VII
測量年月日	平成28年4月8日



春日井市梅ヶ坪町90番地の1  
土地家屋調査士 満野 (平成28年5月2日)

作成者 半田市市長 榎原純夫

嘱託者 半田市市長 榎原純夫

縮尺

請求番号：39-2

登記年月日：平成21年12月22日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和4年12月9日 名古屋法務局半田支局

登記官 坂田 寿典

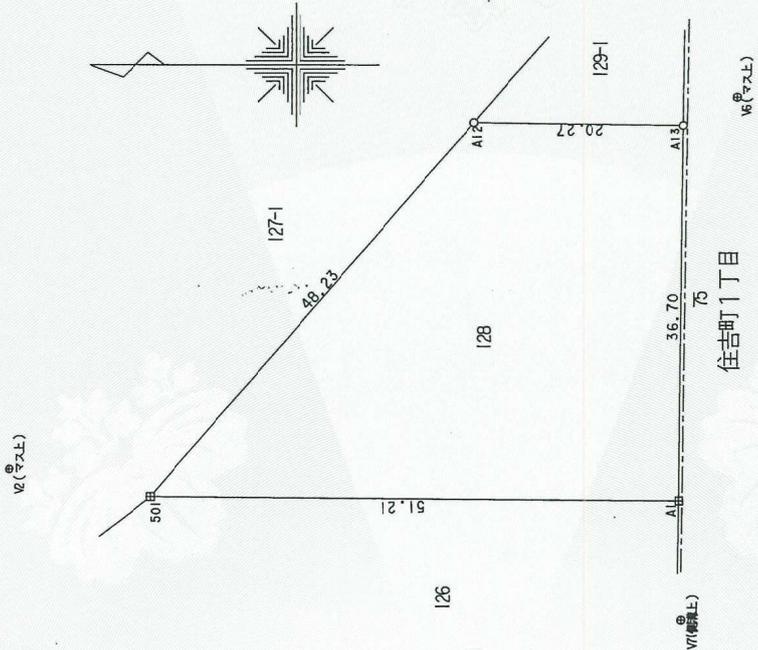
坂田 寿典



請求番号：39-4

図 現 在 所 積 地 土 地 積 測 所 在 地 図

地番	128
土地の所在	半田市岩滑東町1丁目



地番	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
128	A12	-21014.578	-21413.419	-1107651.924613	48.23
	S01	-210983.117	-21493.973	423508.266912	51.21
	A1	-21034.322	-21450.402	1103664.944234	36.70
	A13	-21034.844	-21413.707	-422732.231008	20.27
		倍面積		2629.055645	
		面積		1314.527725	
		坪数		397.64	
		合計		1314.527725	

引照点表

測点名	X	座標	Y	座標
V2	-12068.541		-21447.304	
V6	-21090.101		-21410.968	
V7	-21034.331		-21462.090	

街区基準点

測点名	X	座標	Y	座標
1001A	-20800.034		-21548.903	
1A014	-21032.464		-21563.884	
10A14	-21164.565		-21325.822	

杭 標 示

田	コン	リ	ー	ト	杭
○	ラ	リ	ツ	ク	杭
⊕	ス	チ	ク	ク	標
▽	テ	メ	ク	ク	点
□	ス	ス	ク	ク	算
○	テ	テ	ク	ク	点
⊗	ス	ス	ク	ク	ミ



作成者	半田市飯森町181番地 土地家屋調査士 稻生 裕之 TEL (0569) 23-0933 FAX (0569) 23-0955 (平成21年12月10日作成)
申請人	半田市長 榊原 純夫
縮尺	1/
縮尺	

(愛知県土地家屋調査士会用紙)

(会員専用)

公用

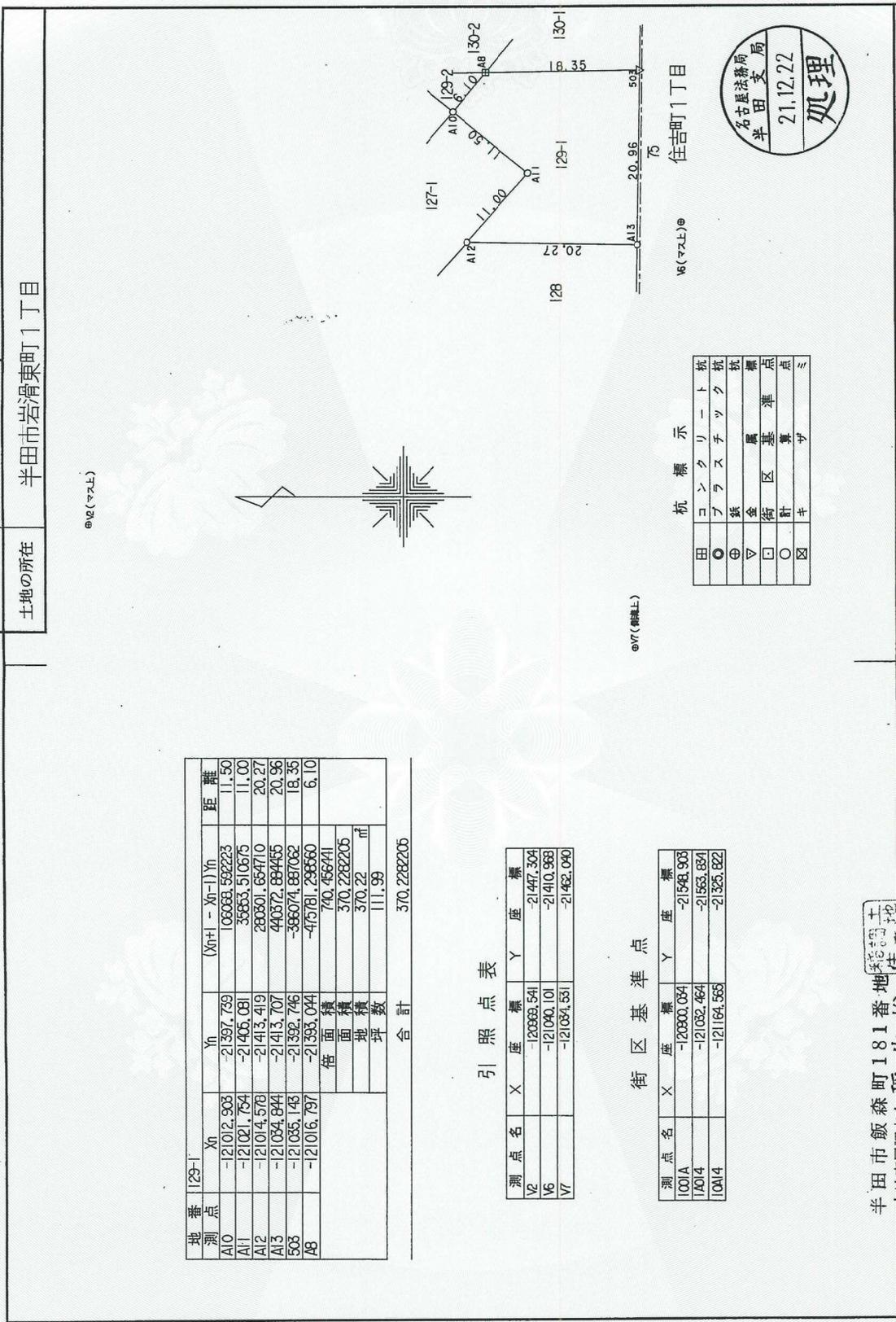
登記年月日：平成21年12月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和4年12月9日 名古屋法務局半田支高

登記官 坂田寿典

図 量 測 地 積 所 在 地 図

地番 129-1  
土地の所在 半田市岩滑東町1丁目



地番	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
129-1	A10	-121012.903	-21397.739	106068.592223	11.50
	A11	-121021.794	-21406.091	36863.510675	11.00
	A12	-121014.578	-21413.419	280901.654710	20.27
	A13	-121034.844	-21413.707	440372.884455	20.96
	S03	-121035.143	-21392.746	-366074.887082	18.35
	A8	-121016.737	-21393.094	-475781.298560	6.10
		面積	740.456741		
		地積	370.228205		
		坪数	370.22		㎡
		合計	370.228205		

引照点表

測点名	X座標	Y座標
V2	-120093.541	-21447.304
V6	-121040.101	-21410.938
V7	-121034.551	-21482.040

街区基準点

測点名	X座標	Y座標
1001A	-120800.084	-21548.903
10014	-121032.464	-21563.891
10A14	-121164.565	-21325.822

杭 標 示

田	コンクリート杭
◎	プラスチック杭
▽	鉄金 標 準 点
□	街区 算 点
⊗	計 算 点
⊘	キ ャ

半田市飯森町181番地  
土地家屋調査士 生 裕 士 堂  
TEL (0569) 23-0993  
FAX (0569) 23-0999  
21/12/10日作成

半田市長 榎原純夫  
申請人

縮尺 1/

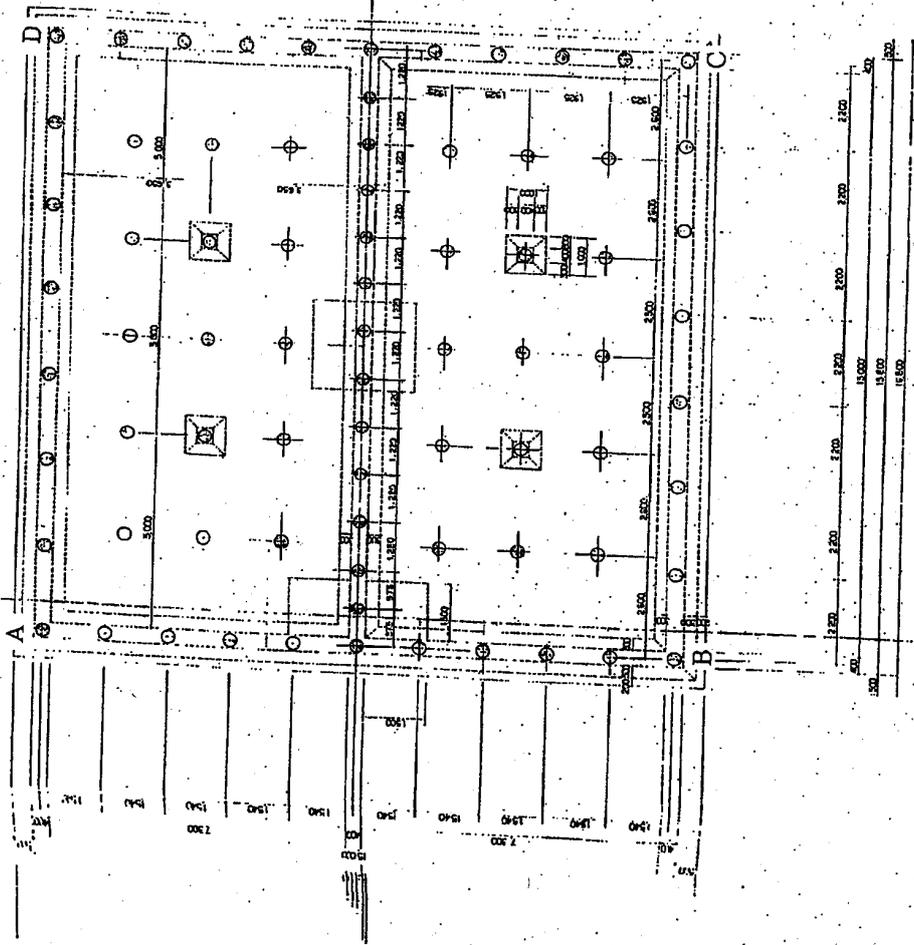
縮尺

作成者 (会員専用)



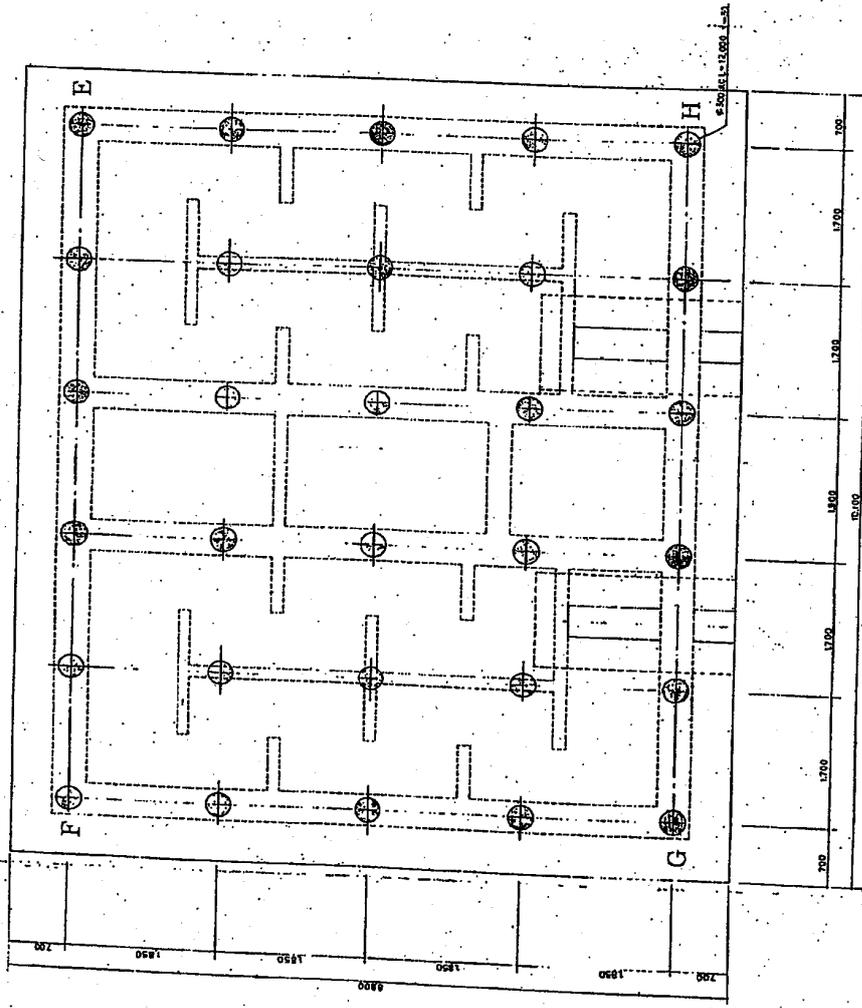


# 別紙 1



工事名	岩手県岩手水場附伴工事
工事場所	岩手県岩手郡一丁田内
名称	配水池設備
規模	1,000m <sup>2</sup> 以下
図面番号	NO.7
設計	昭和20年 月 日
監理	岩手県水運部土木課

別紙 2



工事名	滋賀県排水局排水工事
工事場所	半田市排水局第一下水道工
名称	埋設管伏置
縮尺	1/200
図面番号	NO. 5
設計	昭和 20 年 月 日 半田市排水局下水道課



## 土地売買契約書(案)(契約保証金)

売出人半田市(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金97,750,000円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金〔※売払金額の10パーセント以上の金額〕円を甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の支払方法)

第5条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金額〔※売買代金から契約保証金を差引いた金額〕円をこの契約締結後30日以内に甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡

しがこの契約に定める引渡しの日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの日について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済の売買代金を無利子で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、金29,325,000円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金9,775,000円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（現状回復及び返還金等）

第16条 乙は、甲が第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、第14条及び第15条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

（損害賠償）

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

（返還金の相殺）

第18条 甲は、第16条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（近隣住民等への配慮）

第20条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

（疑義の決定）

第21条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地  
半田市水道事業  
半田市長 久世孝宏 印

乙 買受人 住所  
氏名 印

#### 売買物件（土地）の表示

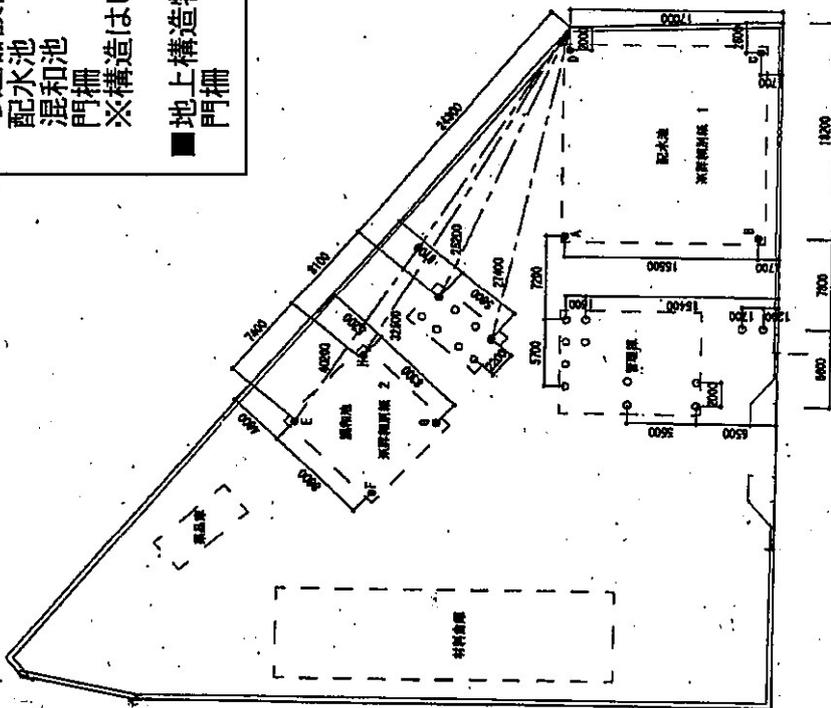
所在地番	登記地目	地積 (㎡)
半田市岩滑東町一丁目127番1	水道用地	682.20
半田市岩滑東町一丁目128番	水道用地	1,314.52
半田市岩滑東町一丁目129番1	田	370.22

※水道施設（浄水場）として利用していた際の建物等の基礎杭（鉄筋コンクリート杭）及びフェンス・フェンス基礎が残存しており、その本数、直径及び長さは次のとおりとする。

■基礎杭の残存状況

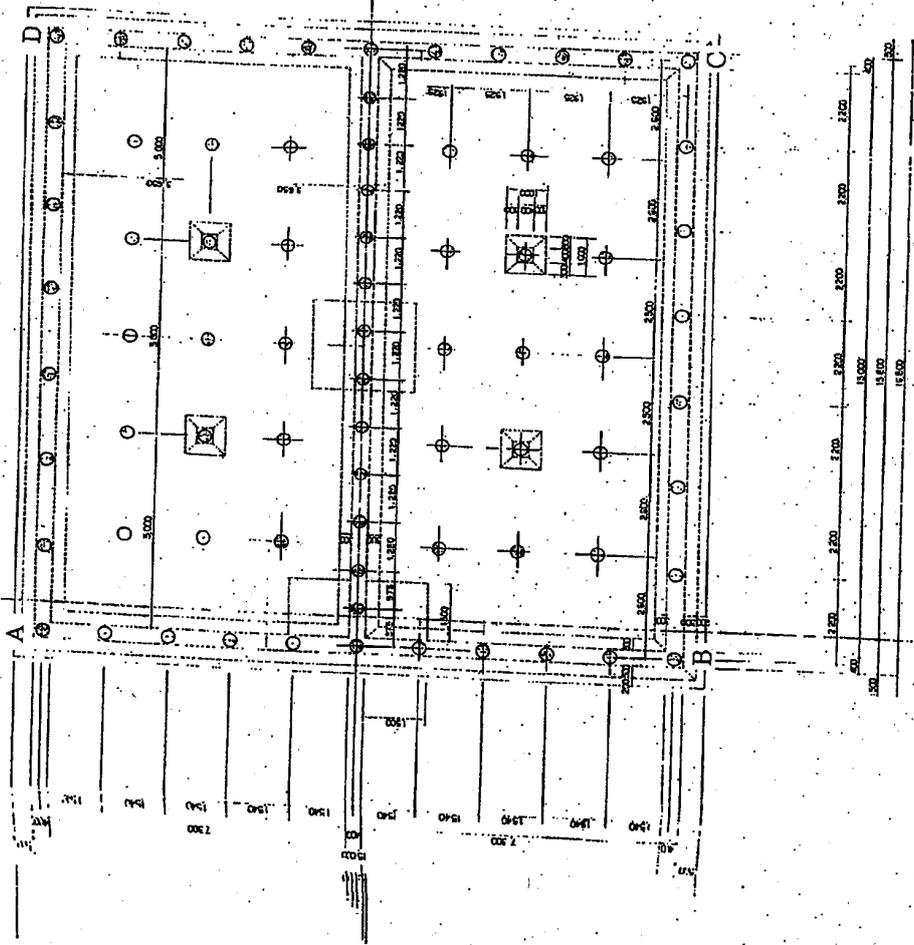
- 管理棟  
 屋外キュービクル  
 ろ過器設備  
 配水池  
 混和池  
 門柵  
 ※構造はいずれも鉄筋コンクリート
- (直径30cm・長さ11m) 8本  
 (直径30cm・長さ12m) 2本  
 (直径30cm・長さ12m) 2本  
 (直径30cm・長さ12m) 8本  
 (直径30cm・長さ12m) 76本  
 (直径30cm・長さ12m) 30本  
 (直径30cm・長さ11m) 60本

■地上構造物 (フェンス+基礎ブロック) の残存状況  
 (H=1.84m)  
 門柵  
 105m



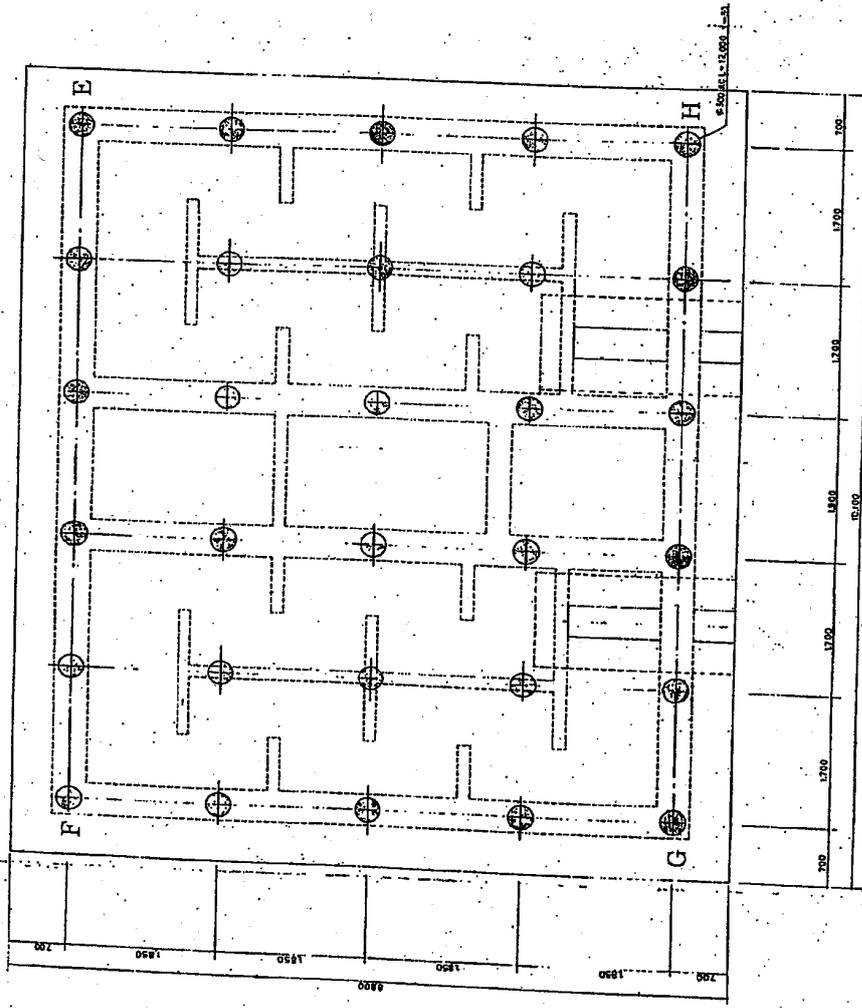
図名	2006/2/18	図番		製図者	藤井 隆	監製者		scale	3=10000	date	
2006年2月18日 藤井 隆 監製者											

# 別紙 1



工事名	岩手県岩手水場附伴工事
工事場所	岩手県岩手郡一丁田内
名称	配水池設備
規模	1,000m <sup>2</sup> 以下
図面番号	NO.7
設計	平成 20 年 月 日
図	岩手県岩手郡一丁田内

# 別紙 2



工事名	滋賀県排水局排水工事業
工事場所	半田市排水局第一下水処理場
名称	埋設排水設備
縮尺	1:500
図面番号	NO. 5
設計日	平成 20 年 月 日
	半田市排水局上水道課



## 土地売買契約書(案)(一括支払)

売出人半田市(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買取るものとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金97,750,000円とする。

(代金の支払)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、前条の売買代金を甲に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第6条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済みの売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

(使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若し

くは売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

（実地調査等）

第11条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金29,325,000円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金9,775,000円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(現状回復及び返還金等)

第15条 乙は、甲が第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、第13条及び第14条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第19条 乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売出人 半田市東洋町二丁目1番地  
半田市水道事業  
半田市長 久世孝宏 印

乙 買受人 住所  
氏名 印

#### 売買物件（土地）の表示

所在地番	登記地目	地積 (㎡)
半田市岩滑東町一丁目127番1	水道用地	682.20
半田市岩滑東町一丁目128番	水道用地	1,314.52
半田市岩滑東町一丁目129番1	田	370.22

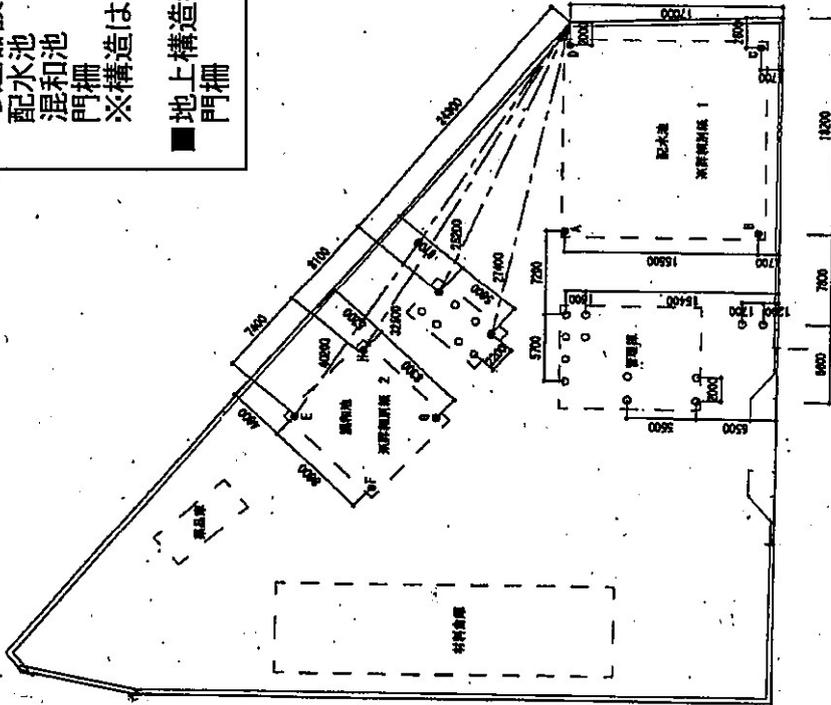
※水道施設（浄水場）として利用していた際の建物等の基礎杭（鉄筋コンクリート杭）及びフェンス・フェンス基礎が残存しており、その本数、直径及び長さは次のとおりとする。

■基礎杭の残存状況

管理棟	(直径30cm・長さ11m)	8本
屋外キュービクル	(直径30cm・長さ12m)	2本
ろ過器設備	(直径30cm・長さ12m)	2本
配水池	(直径30cm・長さ12m)	8本
混和池	(直径30cm・長さ12m)	76本
門柵	(直径30cm・長さ12m)	30本
※構造はいずれも鉄筋コンクリート	(直径30cm・長さ11m)	60本

■地上構造物 (フェンス+基礎ブロック) の残存状況  
(H=1.84m)

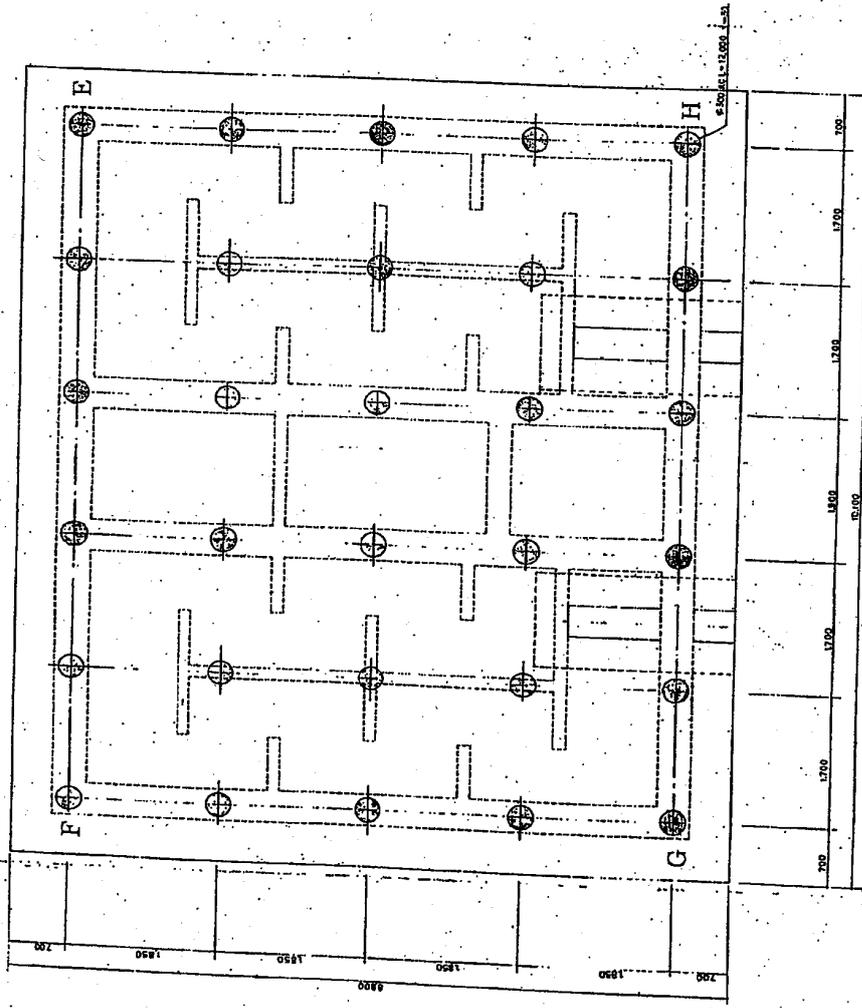
門柵



図名	2006/2/18	図種別	現場写真	製図者	藤林 功
図号		図名		製図者	
縮尺		図種別		製図者	
備考		図種別		製図者	



別紙 2



工事名	滋賀県排水局排水工事
工事場所	半田市津原町一丁目地内
名称	埋設排水管
縮尺	1/2000
図面番号	NO. 5
設計図	平成 20 年 月 日 半田市水道部上水道課



様式第1

記入例

委任状（様式第2）・  
宣誓書（様式第3）  
は、同じ日付を記入  
してください。

市有土地売払申込書兼受付書

令和 6年 11月 1日

半 田 市 長 殿

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。  
電話番号は必ず記入してください。  
共有の場合のみ、持分を記入してください。

申込人 住 所 半田市東洋町二丁目1番地  
氏名又は名称 半田市不動産(株)  
及び代表者名 代表取締役 半田太郎  
電 話 番 号 < 0569 > 21-3111  
共有の場合の持分 2分の1  
代理人 住 所 半田市東洋町二丁目29番  
氏名又は名称 東洋 太郎  
及び代表者名  
電 話 番 号 < 0569 > 84-0682

先着順受付により半田市が売払する下記物件を買受けしたいので、「令和6年度 先着順市有土地売外2筆）」及び現場の代理人の場合、委任状（様式第2）の内容と一致させてください。

物件番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	岩滑東町一丁目127番1	水道用地	2,366.94
	岩滑東町一丁目128番	水道用地	
	岩滑東町一丁目129番1	田	

(注意事項)

- 複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。
- 申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

受 付 印
時 分

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	( 0569 ) 84-0681	2分の1
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。                      電話番号は必ず記入してください。                      共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。                 </div>		(        ) —	分の
		(        ) —	分の

## 委任状

代理人 住所 半田市東洋町二丁目29番地

氏名 東洋 太郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限

記

市有土地売払申込書兼受付書  
(様式第1)と一致させてく  
ださい。

次の物件に係る市有土地売払申込に関する一切の権限

物件 番号	所在地番 [半田市]	登記地目	地積 (㎡)
1	岩滑東町一丁目127番1	水道用地	2,366.94
	岩滑東町一丁目128番	水道用地	
	岩滑東町一丁目129番1	田	

令和 6年 11月 1日

半田市長 殿

市有土地売払申込書兼受付書  
(様式第1)と一致させてく  
ださい。

委任者 住所 半田市東洋町二丁目1番地  
 氏名又は名称 半田市不動産(株)  
 及び代表者名 代表取締役 半田太郎  
 電話番号 <0569> 21-3111  
 共有の場合の持分 2分の1

## (注意事項)

複数による委任を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持 分
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	(0569) 84-0681	2分の1
		市有土地売払申込書兼受付書 (様式第1)と一致させてく ださい。	
住民票又は法人の履歴事項全部証明書 若しくは法人登記簿謄本と一致させて ください。			
電話番号は必ず記入してください。 共有の場合は持分を記入し、持分残が ないように注意してください。		( ) —	分の
		( ) —	分の

誓 約 書

下記事項について、誓約いたします。

記

売払申込者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。  
また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和 6年 11月 1日

半 田 市 長 殿

市有土地売払申込書兼受付書  
(様式第1)と一致させてください。

申込人	住 所	半田市東洋町二丁目1番地
	氏名又は名称	半田市不動産(株)
	及び代表者名	代表取締役 半田太郎
	共有の場合の持分	2分の1

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払申込書兼受付書  
（様式第1）と一致させてく  
ださい。

住 所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名		
半田市東洋町二丁目2番地	半田 花子	(0569) 84-0681	2分の1
		( ) -	分の

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。  
電話番号は必ず記入してください。  
共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。

## 先着順受付による市有土地の売払申込心得書

第1条 先着順受付による市有土地の売払いに申込される方は、先着順受付による市有土地売払公告、この申込心得書及び市が定める契約書案並びに現場等を熟覧のうえ申込してください。

第2条 申込は、2人以上の共有による申込をすることもできます。

2 共有による申込においては、各共有者の持分を明記しなければなりません。

第3条 代理人により申込するときは、委任状を提出してください。ただし共有を除き1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

第4条 申込者は、申込と同時に申込保証金として、5,000,000円を現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納入しなければなりません。(支払地が愛知県内にあり、振出日から10日以内のものに限ります。)

2 申込保証金は、買受決定者に対して土地売買契約締結後に還付します。

3 申込保証金には利子を付しません。

4 買受決定者が申込の日から30日以内に売買契約を締結しない場合には、その買受人決定は無効となり、納入された申込保証金は市に帰属するため、買受決定者に還付しません。

第5条 申込書類は、申込人の住所、氏名(法人にあつては名称及び代表者名)を記入してください。

2 共有による申込においては、前項のほかに、申込書類に共有者全員の住所、氏名及び各共有者の持分を必ず記入してください。

3 提出した申込書類は、その事由の如何にかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

第6条 次の各号のいずれかに該当する申込は、無効とします。

(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者の申込

(2) 本市との関係において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する事実があった後3年を経過してない者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者がした申込

(3) 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者がした申込

(4) 次に掲げる税を滞納している者(地方税法(昭和25年法律第226号)第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法(昭和37年法律第66号)第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。)がした申込

ア 直近3年度の国税(法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。)

イ 直近3年度の半田市税(半田市内に住所を有する個人又は半田市に納税義務を有する法人が申込をする場合に限る。)

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若

- しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者がした申込
- (6) 先着順受付市有土地売払申込書兼受付書（申込人が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした申込
  - (7) 売払い申込時に所定の申込保証金を納入しない者のした申込
  - (8) 申込書類の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きの申込
  - (9) 申込書類の記載事項が確認できない申込
  - (10) 共有による申込において、各共有者の持分が表示されていないもの
  - (11) 郵便による申込
  - (12) その他あらかじめ指示した事項に違反した申込
  - (13) 担当職員の指示に従わなかった者の申込

第7条 申込を市が受付した時点で、買受人が決定され、売払いの受付は終了します。

2 同着で複数の申込者があった場合は、抽選を行い買受人の決定をします。なお、受付開始時刻（午前9時）に複数の申込者が待機している場合は、この申込者全員を同着とします。

3 前項の抽選後、買受決定者の氏名を発表します。

4 買受決定者が、売払申込の日から30日以内に市と売買契約を締結しない場合には買受人決定を無効とします。

第8条 買受人は、その権利を譲渡することはできません。

第9条 買受人は、次のいずれかの方法で売買代金を納入していただきます。

- (1) 売買契約締結と同時に売買代金を納入通知書により一括納入する方法。
- (2) 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10パーセント以上（金額については「市有土地売払実施要領」参照）を納入し、残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から30日以内に納入する方法。

なお、この場合、期限までに残金を納入しないときは、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属するため還付しません。

第10条 所有権の移転登記は、売買代金を全額納入後、買受人の請求により、市が所有権移転の嘱託手続きを行います。

2 買受人への所有権移転登記に要する費用は、買受人の負担とします。

第11条 買受人が共有でない場合は、売払申込後に買受人以外の者に変更したり、共有による売買契約へ変更したりすることはできません。

2 買受人が共有による場合は、売払申込後に共有の買受人以外の者に変更したり、各共有者の持分を変更したりすることはできません。

第12条 買受人は、売買物件の現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第13条 買受人は売払申込後、この申込心得書、市有土地売払公告及び契約書案並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第14条 この申込心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令及び半田市財務規則の定めるところによって処理します。

